

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回伊勢崎市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和4年8月9日(火)～8月26日(金)
開 催 場 所	—
出 席 者 氏 名	<p>久保田 勝夫 会長 内田 寿美枝 委員 田中 隆次 委員 村岡 やよい 委員 酒本 恵子 委員 中島 克枝 委員 高橋 清氏 委員 山田 俊彦 委員 塩島 正之 委員 堤 京子 委員 岡部 敏行 委員 鈴木 君弘 委員 松本 修 委員 相川 之英 委員 木村 文子 委員 塩生 恵美子 委員 山下 喜代美 委員 小暮 清人 委員 山崎 博幸 委員 馬見塚 晃 委員</p> <p>新井財政部長 原田健康推進部長 深澤財政部副部長 阿佐美健康推進部副部長 阿久津収納課長 吹上国民健康保険課長 小保方債権管理室長 三井田国保係長 松原収納管理係長 澁澤賦課係長 内田収納係長 向田給付係長 成田収納係長 坂本給付係長 牛久保特別整理係長 丸橋健康指導係長 谷口納付推進係長 星野係長代理</p>
傍 聴 人 数	—
会 議 の 議 題	<p>【 報告事項 】</p> <p>(1) 令和3年度国民健康保険運営状況について (2) 令和4年度国民健康保険課税状況について (3) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について (4) 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて (5) 新型コロナウイルス感染症に係る国税の減免について (6) 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金制度の対象期間の延長について (7) 国民健康保険被保険者証一斉更新における納税相談について (8) 国民健康保険人間ドック補助金申請の電子申請の開始について (9) 被保険者証と高齢受給者証の一体証導入について (10) 令和4年度の主なスケジュールについて</p>
会 議 資 料 の 内 容	同上
会議における議事の経過及び発言の要旨	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議題について各委員に文書を送付し、すべての委員より書面による回答を得た。

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

1 第1回伊勢崎市国民健康保険運営協議会会議資料の内容について

- ① 御意見・御質問なし 17名
- ② 御意見・御質問あり 3名（6件）

【御意見】

(委員)

新型コロナウイルス感染症の影響により、保険税が減免になることがあるというのは知りませんでした。

(事務局)

保険税の減免の周知については、納税通知書同封チラシへの案内掲載、年2回の市広報紙への掲載、市HPへの掲載を行い、周知に努めているところですが、情報発信の方法等について検討してまいります。

【御意見】

(委員)

人間ドック検診費補助金で、脳ドックが受けられるのは助かります。

(事務局)

定期的な検査を行うことで脳疾患の早期発見・早期治療ができる脳ドックについても、市民の健康増進のために重要であると認識していますので、引き続き検診費用の一部補助を実施していく予定です。

【御意見】

(委員)

令和4年度から、保険証と高齢受給者証が1枚になったことは、とても便利です。

(事務局)

保険証と高齢受給者証の一体化については、高齢受給者証の交付に関する行政相談を受けた総務省行政評価局のあっせんにより、厚生労働省が国民健康保険法施行規則を改正したことで実施されました。今後も県と共同し、国からの通知・通達を確認しながら国民健康保険の運営改善に努めてまいります。

【御質問】

(委員)

資料1と資料15の国保世帯数が異なるのはなぜか。

(事務局)

資料1においては、国民健康保険毎月事業状況報告書で令和4年3月分として報告した世帯数・被保険者数を採用しており、具体的には令和4年3月31日時点で捉えた世帯数・被保険者数となっています。

資料15においては、事業年報という資料を作成する際の世帯数・被保険者数を採用しています。国民健康保険税の課税の有無という点で捉えると、国民健康保険の加入期間が短期間、一時的な場合でも、課税が発生していれば1世帯、加入者1人と数えることとなるため、ある特定の時点における世帯数・加入者数（〇月〇日時点の加入情報）と、当該年度内世帯数・加入者数とで、乖離が生じます（年度内の世帯数・加入者数の方が多くなります）。事業年報では年度末の3月31日時点から見た賦課期日（年度当初の4月1日）現在の世帯数・被保険者数を捉えており、これを課税上の世帯数、被保険者数として記載しています。

【御意見】

(委員)

[資料10]について

長引く新型コロナウイルス感染症蔓延による受診控えの影響が反動となって、一人当たりの診療費を大きく跳ね上げる結果となったことが推測されます。

健診の未受診者における疾病の重症化や症状の累積は、結果として多額の診療費を費やすことになり得るので、特定健康診査等の事業においては、尚一層、受診率の向上及び効果的な保健指導の実施を模索していただきたく願います。

また、保険事業においても地道ではありますが着実に医療費の削減となる事業の継続を希望致します。

(事務局)

特定健診の受診率向上対策においては外部機関に依頼しAIを用いた分析の元、対象者の傾向に応じた受診勧奨案内を発送しております。また、SNSや電子掲示板等を用いた周知活動も行っております。今後も受診率向上に向けた取り組みを検討してまいります。

保健指導につきましては、今年度より健診と同日に保健指導を実施する取り組みを開始いたしました。伸び悩む保健指導受診率の向上に効果があると考えております。今後対象医療機関を増やしていきたいと考えております。

【御意見】

(委員)

[報告事項3]について

少子化問題や貧困問題の解消に少しでも役立つことであれば、今後も積極的にこのような制度の見直しを行って行くべきだと考えます。

(事務局)

今後も国の動向等を注視し、全国市長会などを通じて意見を出しながら、適切な国民健康保険事業の運営につなげてまいります。

2 その他協議事項

- ① 御意見・御質問なし 18名
- ② 御意見・御質問あり 2名(2件)

【御質問】

(委員)

5才以下のコロナワクチンについては、任意のままでしょうか。

(事務局)

新型コロナワクチンの接種可能年齢につきましては、5歳未満の接種は実施しておりません。5歳から11歳以下が任意接種、12歳以上の接種が努力義務となっております。

【御質問】

(委員)

新型コロナウイルス感染症による死亡や収入の減少等については、保険税の減免や傷病手当金の支給がされていますが、新型コロナワクチン接種後副反応疑いによる死亡や入院、重篤な健康障害についての保険税の減免や傷病手当金の支給等の検討はなされているのでしょうか。

群馬県内の副反応疑い報告は、8月1日時点の報告(群馬県ホームページ:2022.8.18閲覧)で、死亡25人、重い症状(入

院 67 人、入院除く 34 名) となっています。国は新型コロナワクチン接種を推進するにあたり、予防接種健康被害救済制度があるとしていますが、基礎疾患のない若者が接種後翌日に死亡しているような事例であっても、因果関係を認めていない状況です。

国や自治体の勧めに従ってワクチン接種を受け、死亡や重篤な健康障害を負った国保の被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症と同様に、保険税の減免、傷病手当金の支給等を検討する必要があるのではないかと感じております。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免は、減免に要する費用に対する国の財政支援があり、国が示した基準により条例に基づいて実施しているものです。

新型コロナワクチン接種後の副反応により、世帯の主たる生計維持者について、仕事ができないなどの理由で事業収入等が減少した場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があったと捉え、国民健康保険税の減免対象になり得るものと思われれます。ただし、この場合でも前年の収入と比較して3割以上の減収となっていることなどが要件となります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金についてですが、傷病手当金とは被保険者が病気やケガで働けなくなり、給料の支払いができない時や減額された場合に給付されるもので、国保では国民健康保険保険法第 58 条第 2 項に定める任意給付となっております。また現状では国の財政支援の対象となっております。ご質問の内容については、傷病手当金の趣旨とは異なる給付となり、かつ国の財政支援の対象外となるため、現状では支給を行っておりません。

国民健康保険は被保険者の皆様からの保険税による相互扶助を基本とする保険制度です。ワクチン接種に起因する健康障害については、本来は国の責任において救済されるべきものと考えておりますが、今後、新たな国の財政支援や減免基準などに関する通知があれば、それに準じて必要な対応をしてまいります。